

会 議 録

会 議 の 名 称	枚方市特別職報酬等審議会
開 催 日 時	平成28年9月23日（金） 10時 00分から 10時 50分まで
開 催 場 所	枚方市役所別館4階 第2委員会室
出 席 者	天野会長、梅田委員、大西委員、田中委員、谷本副会長、永井委員、平崎委員、正木委員、宮井委員（50音順）
欠 席 者	後田委員
案 件 名	・本市教育長の給料の額について ・その他
提出された資料等の 名 称	・答申書（案）
決 定 事 項	・今後の審議会の進め方について 答申書（案）について、本日の審議会で各委員から出された意見を踏まえ、会長と事務局で調整し最終案を固め、事前に各委員に送付し確認した後、次回の審議会冒頭で答申書を確定させる。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公 開
会議録の公表、非公表の 別及び非公表の理由	公 表
所 管 部 署 （ 事 務 局 ）	総務部 人材育成室 職員課

審 議 内 容

○事務局 おはようございます。本日は、公私ご多用のところ早朝よりご出席をいただき、ありがとうございます。昨年12月の諮問から、委員の皆様には4回に及びます、熱心で活発なご審議を頂戴いたしまして、前回、ご意見の集約をいただきましたことに、事務局として、心より感謝をしているところでございます。

本日は、前回までのご意見の集約としまして、答申書の案をご用意させていただきました。本日も最後までご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、天野会長、よろしくお願いいたします。

○天野会長 はい、それではただいまから「平成28年度 第3回 枚方市特別職報酬等審議会」を開催いたします。

では審議に入ります前に、まず、定足数の確認について事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局 はい。本日は9名の委員にご出席をいただいております、過半数を超えて定足数に達しております。以上でございます。

○天野会長 では、審議に入ってまいりたいと思います。

前回の会議で、教育長の給料額につきましては、据置きという方向性で決定したところでございます。

また、答申のスケジュールといたしましては、本日の会議で答申書の内容を審議し、委員の皆様のご意見を踏まえ、修正をしたのち、次回の10月頃開催の最終の審議会で答申書を完成させ、市長に渡すということとなっております。

これまでの会議でいただきました委員の皆様からのご意見と、前回の会議でいただきました答申書の内容についてのご意見を踏まえまして、事務局の方で答申書の案を作成していただいておりますので、それを叩き台といたしまして、本日の会議では、答申書の内容について審議をしたいと考えております。

この叩き台は、今月の初め頃に委員の皆様のお手元に届いていたかと思っております。まずは事務局に伺いますが、事前に送付されたものから、本日配布されているもので修正はないということでしょうか。

○事務局 はい、特に修正等はございません。

○天野会長 分かりました。それでは、叩き台である「答申書の案」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい。本日お配りさせていただきました答申書の案につきましては、これまでの4回の審議会で議論を重ねていただきました内容を踏まえ、事務局が叩き台として作成させていただいたものでございます。本日はこの内容につきまして、委員の皆様からご意見をいただけたらと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それではまず通しで、答申書の案につきまして、課長代理の方から読み上げさせていただきます。

○事務局 それでは、答申書の案を読み上げさせていただきます。

(答申書の案 音読)

○天野会長 ありがとうございます。

今までの意見を踏まえまして、叩き台としてよくまとめていただいたと思います。

では、この答申書の案につきまして、皆さんからのご意見をお伺いしたいと思います。

答申書の案にも書かれていますけれども、皆さんから様々なご意見がありました。ここに書かれている以上に、こういったことを盛り込んでほしいといったご意見があるかもしれません。あるいは、こういう表現の方がよいのではといったご意見があるかもしれません。何でも結構でございます、何かご意見があれば、ご発言をいただけたらと思います。

私の方から、誠に細かいことで恐縮でございますが、2頁の(4)と、4頁の(2)に『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』という法律名が書かれており、二重括弧となっておりますが、これは、何か決まりがあるのでしょうか。

○事務局 特に決まりはございません。固有名詞につきまして、強調し、区別する意味合いで二重括弧とさせていただいているものです。これらの括弧につきましては、改めて精査をさせていただきますと思います。

○大西委員 二点あります。2頁の(3)ですが、教育長の給料のほかにもどのような手当がありましたか。

○事務局 教育長が支給を受ける給与につきましては、給料月額と、地域手当、期末手当がございます。

○大西委員 いわゆる特別加給の類、職務手当的なものはないのですか。

○事務局 毎月支給される給与で、特別なものが加算されるようなことはございません。

○大西委員 もう一点ですが、3頁の一番下に、「現在、本審議会が答申を行った平成24年から現在までの間で、社会経済情勢に大きな変動はないと思われる」との記述があります。

私の認識としましては、デフレ、非正規雇用の増大、大企業への就職率の極めて急激な低下、若手の平均給与の低下といった経済状況の報告があり、この記述は誤りと思われるのですが、いかがでしょうか。

○天野会長 今の大西委員のご意見は、3頁の一番下の記述のところで、雇用情勢などを見て、給与水準は下がっているのではないかと、という趣旨のご意見でございましたが、社会経済情勢に大きな変動はないというご意見は、そもそも「据え置くことが適当とする見地からの意見」ですので、大西委員の今のご意見は、「引下げるべきとする見地からの意見」の根拠ということによろしいでしょうか。

○大西委員 いえ、必ずしもそうではありません。全体の状況は悪化していると。ただし、職務から見れば、教育委員会委員長と教育長の仕事は合算されるので、見方によっては、引上げるべきである、というのは分かりやすい話ではあります。それらを差し引きして、据置くと。

○天野会長 それは分かるのですが、ご意見の中身というわけではなくて、今ご指摘の意見は、据置ることが適当とする意見の根拠としてここに書かれているわけですね。

○大西委員 私も賛同した一人ですから。プラスマイナスがあって、ゼロになると。

○天野会長 それは理解しております。私が言いたいのは、もしそういうご意見があれば、引下げるべきとする意見のところ、今のご意見を付加するということになるかなということ。雇用情勢は厳しくなっていると。したがって、賃金水準が下がっているということは、むしろ引下げの根拠、ご意見になると思います。それと、今、大西委員がおっしゃったように、引上げるべきという意見もあるということで、据置きに賛成ということだと思いますので、今のご発言は、むしろ引き下げるという意見の根拠になじむのではないかと思います。

○大西委員 ということは、据置くべきのところの他の意見に矛盾しても構わないということで

すか。

○天野会長 はい。次の4頁にある「引下げるべきとする見地からの意見」の方に、今のご意見を盛り込むということでいかがでしょうか。

○大西委員 それで結構です。答申書全体としては、違う意見が出ているということですね。

○天野会長 引下げるべきという意見も書かれていますので、もともとは大西委員は引下げるべきというご意見でしたから、むしろここに給与水準は下がっているということを入れてはどうでしょうか。ただ、給与水準が下がっているということは事実でしょうか。統計的に間違いないでしょうか。

○大西委員 確か出ていたと思います。明らかに非正規の雇用は増えていますし。市では、枚方市に限らず、大企業の給与比較において職員の給与を設定するという傾向がありますので、そこだけ見ていると、将来、ギャップとして出てくるのではないかという危惧があると思います。

○天野会長 非正規雇用が増えて、賃金水準が下がっている部分もあるということですね。それはむしろ引下げるべきというご意見の方に組み込ませていただければ。

○大西委員 大企業における大学卒の就職率は、10数パーセントとなっています。我々の時代は70%ぐらいだったと思いますが、大学のレベルが昔と比べて大分違ってきていますから。今は、国家公務員も地方公務員も、大手企業の給与との比較ということになっているんですが、それが社会の10%強しか反映されていないことから、非常に大きな問題が出始めているわけで、いずれどこかで是正しなければ将来的に持たないと思います。そういうところは大きく流れが来ていますので、この記述だけを見ているとミスリードするのではないかと思います。

○天野会長 ありがとうございます。谷本副会長の方から何かございますでしょうか。

○谷本副会長 議事の内容を大変きれいにまとめていただき、ありがとうございます。私からは、テクニカルな内容になります。3頁の2の中で、各見地からの意見の語尾が非常に気になりました。「～すべき」「～するべきでは」というような形で終わらせています。例えば、「引上げるべきとする見地からの意見」の各意見を見ますと、「これらに見合った給料額とすべき」となっています。ここに語尾を加えて「すべきである」と表記し、文章としてちゃんと終わらせた方が良いと思います。二つ目、三つ目についても、「引上げるべきでは」ではなく、「引上げるべきである」というように語尾を加えていただいたらどうでしょうか。

4頁の「引下げるべきとする見地からの意見」の二つ目のところも、「考えることもできるのでは」になっていますので、「考えることもできる」に、「重視すべき」を「重視すべきである」にできると思います。三つ目の「遂行できる面もあるのでは」については、「遂行できる面もある」又は「遂行できる面もあるからである」というように表記したらいかがでしょうか。答申書の案の内容は、全て語尾を加えた文章で書かれていますので、私たち委員の意見もそのような体裁に統一した方が良いと思います。

○天野会長 そういう観点から見ますと、据置くべき意見はほぼ「ある」「思われる」となっていますけれども、3頁の下から2行目の「市民の理解が得られないのではないかな」については、これでいいんでしょうか。

○梅田委員 語尾は全て統一した方がよいのではないのでしょうか。

○谷本副会長 「市民の理解が得られないのではないかな」というのは、意見ではなく、疑問を提示しているような印象を受けます。「市民の理解が得られない」としたらいかがでしょうか。

○天野会長 若しくは「得られないと思われる」ぐらいですか。少し断定をやわらげるような。

○**谷本副会長** そうですね。元の文章が疑問の形になっていますので、天野会長がおっしゃるとおり、断定をやわらげる表現が良いと思います。

○**天野会長** ありがとうございます。他にご意見はございますか。

○**梅田委員** よろしいですか。1頁の4行目の結語が「下記のとおり答申いたします」となっていますが、この文章の主語がないんですね。「審議会は」答申するんですけども、「審議会において」答申しますという、こういう言い方になっています。主語を書くべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○**天野会長** 普通はそうですが、おそらくは、その上に「本市議会は…諮問を受けました」という文章が最初の2行にあるので、また「審議会は」と書くと重複するかな、ということだと思われる。ただ、確かに主語が抜けているのは間違いありませんね。

○**梅田委員** 同じ1頁の1(1)ですが、最初の3行で教育委員会について述べています。次に、「これまでの制度では」と、言っていることが全然違うんですね。従前の制度はこうである。従前の制度でこういう問題があった。そして、こういう風に変革されてこういうように良くなった。こういう段取りで書いてあるんですが、分かりにくいと感じています。ですので、4行目の「これまでの制度では」から改行して書く必要があると思います。あと、5行目に「それに基づいて教育長が具体的な事務を執行していた」とありますが、「具体的な事務」というのはどういう意味でしょうか。

○**事務局** 「具体的な」という意味合いで良いかと思います。その前段に基本方針という言葉があると思いますが、まず基本方針という大きな流れを決めて、その中身について、個別の事務をそれぞれ執行するというところでございます。

○**梅田委員** この文章は市民の方が読まれるわけですよ。ここで審議している方は過程が分かっているので、これをさっと読んでも分かると思うのですが、市民の方が読まれた場合は分かりにくいのではないかと思います。ですので、なるべく分かりやすく書く必要があると思います。

○**大西委員** 他の市で、教育長が文科省から来ていた市があったんですが、そこでは、ほぼ、教育長が全部やって、教育委員会の場では委員長はただうなずくだけなんですね。名誉職的に座っておられるだけで、教育長が全部やっているわけです。しかし、そういうことを書くわけにはいかないで、そのような表現になっていると思います。

○**天野会長** それはそれとしまして、今梅田委員がおっしゃったのは、少し文章的に分かりにくいというご意見ですね。

○**梅田委員** 平たく言うと文章が硬い。

○**天野会長** あるいは、「具体の」というのはお役所では使うかもしれませんが、私どもはあまり使わないかなと感じています。

あと、せっかくいい叩き台を作っていたのにケチを付けるようで申し訳ないのですが、修飾が長いところが何箇所かあったような気がいたします。例えば1頁の下から3行目から2行目にかけて、「教育委員会の代表である教育委員会委員長と、事務をつかさどる教育長の権限と責任の所在が不明確であることをはじめとする、」とあります。「はじめとする」課題なんだと思いますが、修飾文句が少し長いような気がします。私ども法律家は、文章が長いと言って怒られるのですが、マスコミの方の文章は短いですよ。短い方が分かりやすいのかな、という気がしております。市民目線、市民感情ということを重視している内容からしますと、文章的にもやはりできるだけ短い文章の方がいいんじゃないかなと思うと思います。

- 梅田委員 分かりにくいところで言いますと、2頁の(2)「平成23年度答申では」から始まる5行が非常に分かりにくいです。
- 天野会長 これも文章が長いんですね。修飾語が長いのですが、「給料改定の状況を根拠とすることが」「合理的な根拠であるとし」のところが、文章的にも少し長いことが原因で分かりにくいということでしょうか。ただ、論理的には通っていると思います。
- 梅田委員 頭の良い方は、良く読んだら分かるんですよ。そうではなくて、さらっと読んで分かるように書いていただきたいんですね。
- 天野会長 やはり文章が長いな、というところですかね。
- 梅田委員 それとすみません、2頁の1行目に「教育長及び教育委員をそれぞれ任命することで任命責任が明確になるとともに」とあるんですが、任命することで任命責任が明確になるというのはどういう意味でしょうか。言いたいことは、教育委員を任命して、教育委員の中で互選して教育委員長を決めるということではなしに、直接ポンと教育長を任命することを言いたいわけですよ。そういうように書かれてはどうでしょうか。
- 天野会長 今の梅田委員のご意見は、市長自らが教育長を任命することになって、従前とは違うこととなったということですね。従前は、教育長はどのように任命されていたのでしょうか。
- 事務局 従前は、教育長は、合議制の教育委員会において、教育委員の中から任命しておりました。
- 天野会長 教育委員長はどうだったのでしょうか。
- 事務局 教育委員の中での互選です。
- 天野会長 教育長は実務的な仕事ですから、市の方で決められていると思っていました。
- 事務局 まず委員として任命がありまして、その後に教育委員の中から互選で教育委員会として教育長が任命されます。
- 天野会長 従前はそうであったのが、市長が教育長を直接任命することによって、任命責任が明確になったと、そういう趣旨ですね。
- 永井委員 先ほどさらっと、というご意見があったと思うのですが、皆さんが理解していただくためにはきちんと説明する必要があると思いますので、あまりさらっと書くことには私は反対です。
- 天野会長 さらっと、というよりは、分かりやすく、でしょうか。
- 永井委員 そうですね、分かりやすくしていただければと思います。また、谷本副会長のご意見については、私は全くそのとおりでと思います。ただ、先ほどのご意見については、私は、これぐらいは書いておく必要があるのでは、と思います。
- 天野会長 別に省略してほしい、というご意見ではないと思いますが。
- 梅田委員 分かりやすく、ということですね。
- 天野会長 では、より分かりやすくしましょう。
- 事務局 1頁の(1)につきまして、文章的なところも含めて、今ご意見がありましたように、あらためて精査させていただきまして、内容には違いのないように、もう少し丁寧に分かりやすく見直しをさせていただきたいと思います。
- 天野会長 正木委員、どうぞ。
- 正木委員 一点だけでございますが、1頁の基本的事項のところ、全国的な教育行政の傾向が書かれていて、その次に本市の今までの経過と給料というように続いています。この審議会で、

各委員の皆様から、様々な観点で広く検討いただいている中で、教育長の職務と職責について色々お伺いしていますので、3頁の2(1)の上3行のところに、教育長の給料額について、教育長の職務及び職責を勘案、検討しつつ、というようなことを入れていただいて、決してこの審議会がお金のことだけに着目していたのではなく、全体を見て審議したということが分かるように書いていただけたらと思います。

○天野会長 今のご意見の、給料だけではなく、職務、職責まで踏み込んだ審議をしたわけですから、そこを忠実に書くように、ということになりますと、やはり「審議の概要」のところに書くべきでしょうか。

○正木委員 一方で4頁の(2)の「審議における考え方の結論」にはきちんと書かれていますので、ここにもう少し書いていただけたらと思います。

○天野会長 他にご意見はございますでしょうか。

○梅田委員 先ほど少し出ていましたが、3頁の一番下に「社会経済情勢に大きな変動はないと思われる」とありますが、社会経済情勢というと、あまりにも広すぎると感じています。ある部分では変動がない部分もあるだろうし、大きく変動している部分もあるだろうし、書き方は難しいと思うのですが。

○天野会長 例えば成長率を見ると、マイナスになったりプラスになったりしていたと思いますので、大きなところではそういうことかもしれませんし、私の記憶では、小さいところでは、給料額には大きな変動はなかったと、そういう議論が出ていたと思います。

○大西委員 給料水準は全体的には下がっています。

○天野会長 大西委員はそのようにおっしゃっていましたね。今の梅田委員のご意見は、大きすぎるということ。

○梅田委員 大きすぎて、読まれた方が、何を言っているのかなと具体像が描けないのではないかと思います。

○大西委員 しかし、細部に入っていくともっと難しくなると思います。

○梅田委員 そうなんですよ。

○大西委員 おそらく、事務局では社会経済情勢を総括して書かれたんだと思います。

○事務局 あらためてもう一度ご説明させていただきますと、3頁の2(1)の部分につきましては、これまでの4回の審議で、委員の皆様から、様々な見地からご発言があったことをまとめさせていただいたものでございますので、審議会の総意ではなく、こういったご意見がありましたということをご理解いただければと思います。

○天野会長 据置くべきというご意見を出されたときのご発言の中に、このような趣旨のご発言があったということですから、それはそれとして残しておいたらいいんじゃないかと私は思います。ここは主に、3つの意見とその根拠、それが合っているかどうかは別としまして、その発言の中での根拠が書かれているということです。

○大西委員 引下げるべきという意見には逆のことが書かれますから、断定的に、どちらが正しいかは分かりませんので、話した内容が書かれているということでもいいのではないのでしょうか。

○天野会長 他に何か気づかれた点などはありますか。

もしないようでしたら、各委員の皆様から出ましたご意見を踏まえ、事務局で訂正すべき点は訂正をお願いします。

次回の審議会については、10月24日(月)ということでご連絡を承っておりますが、そのと

きに市長に答申を渡すこととなります。

この日の市長のスケジュールはいかがでしょうか。

○事務局 10月24日につきましては、午前10時30分から10時45分の間で答申を受けるということで、市長のスケジュールを確保しております。

○天野会長 ありがとうございます。

ここで、皆さんにお諮りしたいのですが、次回の審議会までの間に、もう一度皆さんにお集まりいただく機会はありませんので、当面、私と事務局との間で、本日活発にご提案いただいた内容につきまして調整させていただき、その結果を事前に事務局から最終案という形で皆さんに送らせていただく、そこで、もしもまだ修正があるようなら事務局へ連絡いただき、最終の確認は10月24日の審議会の最初に全員で行い、確定させる・・・こういったことでいかがでしょうか。

○大西委員 最終の案は事前に送っていただけののでしょうか。

○天野会長 はい、調整したものを送らせていただいて、さらに10月24日にご確認いただくということでございます。よろしいでしょうか。

○委員一同 ……(異議なし)

○天野会長 ありがとうございます。では、そういう形で最終の答申を仕上げたいと思います。

本日の審議は以上ですが、事務局から連絡事項はありますか。

○事務局 はい、本日の審議会の会議録につきましては、これまで同様、本日の審議内容を要約しました会議録の「案」を委員の皆様へ送付させていただきますので、それをご覧いただきまして、修正箇所があれば修正し、最終的に会長にご確認をいただく予定としております。内容が確定いたしましたら、本市ホームページに掲載させていただきます。

○天野会長 それでは、これをもちまして平成28年度第3回枚方市特別職報酬等審議会を終了させていただきます。

皆様、ありがとうございました。